

健康保険制度の見直しに向けて、給付の適正化や効率化等の観点から、以下の事項について検討するよう国へ要望していく。

① 傷病手当金に係る障害年金・老齢年金、労災給付との併給調整

- ◇障害年金や老齢年金、労災給付を支給する際、支給済の傷病手当金がある場合にはその額を控除して支払い、控除分は傷病手当金を支給した医療保険者に支払う仕組みとすること。
- ◇労災給付との調整について、保険者が労災給付の支給状況をデータとして取得できる仕組みを構築すること。
- ◇上記の仕組みを構築するに当たっては、マイナンバーによる情報連携の活用についても検討すること。

② 出産手当金の支給要件の見直し

- ◇出産手当金の受給開始前に、一定期間加入していることを支給要件とすること。

③ 傷病手当金・出産手当金の支給額の算定基礎となる標準報酬の上限設定

- ◇傷病手当金や出産手当金などの現金給付の支給額の算定基礎となる標準報酬について、一定の上限（例えば50万円）を設けること。

④ 外国人の医療保険制度の不適切利用に係る対応、海外療養費の見直し

- ◇諸外国の医療保険制度における対応も調査の上、所要の措置を講じること。

⑤ 任意継続被保険者制度の廃止

- ◇任意継続被保険者制度を廃止すること。
- ◇直ちに廃止することが難しい場合には、加入前の被保険者資格期間を2か月から1年に変更するなど、暫定的な措置を講じること。

參考資料

基礎データ

1. 傷病手当金

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	906,834	929,561	941,187	1,073,040	1,077,381
金額 (億円)	1,589	1,646	1,695	1,825	1,935

2. 出産手当金

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	134,461	142,315	155,164	195,914	167,634
金額 (億円)	543	581	636	665	685

3. 海外療養費

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	8,223	7,787	6,798	5,622	6,189
金額 (千円)	286,979	237,182	246,401	205,370	276,572

4. 任意継続被保険者数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被保険者 数 (千人)	20,315	20,914	21,590	22,441	23,215
うち 任意継続 被保険者 数 (千人)	321	300	287	273	262

要望①傷病手当金に係る障害年金・老齢年金、労災給付との併給調整

- 法令上、傷病手当金と同一の疾病で障害年金や老齢年金を受給する期間は、傷病手当金を支給しないこととされている。
- 傷病手当金と障害年金や老齢年金の重複受給が発生した場合には、保険者が事後に支給済みの傷病手当金の返納を求めることとなるが、収入が年金のみのため既に金銭を費消している場合も多く、実務上大きな困難が生じている。
- また、労災給付との併給調整が必要となる場合もあるが、障害年金や老齢年金と異なり、労災給付の支給状況については、保険者がデータとして取得できる仕組みとなっておらず、併給調整を適切に行うことが困難な状況にある。

傷病手当金と障害厚生年金・老齢年金との併給調整の件数及び金額

		26年度	27年度	28年度	29年度
障害厚生年金	件数(件)	3,090	3,260	4,896	5,117
	金額(億円)	7.1	8.2	15.4	16.8
老齢年金	件数(件)	1,382	1,318	2,127	2,242
	金額(億円)	1.1	1.1	2.2	2.1

要望②出産手当金の支給要件の見直し

- 協会けんぽにおいて、被保険者資格の取得日から280日以内に出産手当金の支給が開始された件数は、平成27年度が8,058件、平成28年度が10,032件となっている。
- こうした者の中には、妊娠を契機に、出産手当金の受給を目的として、被保険者資格を取得している者が含まれている可能性がある。

被保険者資格の取得から出産手当金の支給開始までの期間(事業所規模別)

平成27年度

	30日以内	31日～60日以内	61日～90日以内	91日～280日以内	計	総支給件数	割合
0人	60	29	39	396	524		
1-5人	101	85	104	692	982		
6-9人	54	59	52	486	651		
10人以上	614	297	375	4,615	5,901		
合計	829	470	570	6,189	8,058	154,573	5.2%

平成28年度

	30日以内	31日～60日以内	61日～90日以内	91日～280日以内	計	総支給件数	割合
0人	51	41	26	310	428		
1-5人	123	96	145	997	1,361		
6-9人	64	79	79	716	938		
10人以上	702	413	448	5,742	7,305		
合計	940	629	698	7,765	10,032	195,733	5.1%

※平成28年度については、平成28年4月の法改正に伴い、4月1日をまたぐ期間の請求を、新制度分と旧制度分に分けて整理していることから、件数が大幅に増加しており、単純な経年比較はできない。

※事業所規模については、平成30年3月時点のもの。ただし、一部の資格喪失している者等については、平成29年3月または平成28年3月時点のもの。

※適用事業所の所在地変更による支部間移動や、健康保険組合から協会けんぽに移管したことにより資格取得した者も含む。